

## 「特措法」後の同和行政と人権行政のあり方

高野 眞澄

### 要約

現在、特別対策から一般対策への移行期にあるが、問題が存在する限り同和行政は必要であり、工夫の余地の多い一般対策の適切な活用が望まれる。この点に関わって、「特措法」以前と「特措法」時代を振り返るとともに、「特措法」後の人権・同和行政の位置づけと射程、同和行政と人権行政との関係を論じ、人権のまちづくりに関連した同和行政の独自性（その間口と奥行き）と方向性（民と行政の協働）について法制的側面から整理を試みる。転換期にある今日の人権・同和行政のあり方に総合的検討を加えるものである。

周知のように、特別対策としての同和対策事業は、二〇〇二年三月末日をもって、「特措法」の終期到来によって終了することとなった。同年一月、総務省はいわゆる一般対策化を各自治体に通達した。かくして、同和問題解決のための同和行政はポスト特措法の下で一般対策で取り組む新時代に移行したのであった。

特措法時代から一般対策時代へ、あるいは国から地方への同和行政の歴史的転換に伴って、先進地自治体ではプロジェクトチームを立ち上げて素早く対応し、新時代

適合的な政策形成に入っている。といっても、国の役割は終わったということではない。産業振興、雇用促進、それに教育や啓発といったソフト施策の重要性がクローズアップされている折柄、財政支援を打ち切っても、県や市町が依拠できるガイドライン的な基準を示す必要があるかと思う。

同和対策の拠り所としてきた特措法が失効する前後から、同和行政の停滞ないし後退、見直し縮小、そして同和施策からの脱却ないし終結宣言、さらには同和行政の

（終焉）<sup>しめうせん</sup>といった言説も聞かれるところである。

本号特集に寄せた本稿では、すでに論じられていることとの重複を怖れずに、改めて戦後同和对策行政の歩みを素描するとともに、「同和对策審議会答申」（以下、「同対審答申」と略す）以後の同和行政の位置づけと射程、さらに同和行政と人権行政との関係、人権行政としての同和行政の独自性や人権のまちづくりに関連した重点な方向性について法制的側面から一定の整理を試み、転換期にある今日の人権・同和行政のあり方について総論的な検討を加えたいと思う。

## 一 戦後同和行政の素描―特措法を顧みて

### 1 「同対審答申」と特措法

思うに、同和問題ないし部落差別問題は、差別（通説的には実態的差別と心理的差別）の実体としてあらわれた具体的な人権状況に即して現実的解決がなされなければならない。

ところで戦後の日本国憲法は「社会的身分」による差別の撤廃（一四條）、婚姻の自由（二四條）を謳っていた。そこで、一九四七年に入って部落解放全国委員会は、G

HQ（連合国総司会部）や国会・内閣に宛てて部落解放国策樹立請願書を提出したものの、部落民に差別解消の特別策を講ずる件では、一部の地方を除いて、戦後の混乱期でもあり、また政府側も融和事業の復活と取られるのを怖れてか取りあげられなかった。

かくして行政対策はその後二〇年近く部落を素通りすることになる。ようやく運動の側の要求が実って、一九六〇年八月に同和对策審議会設置法が成立し、六五年八月の「同対審答申」の公表を境に、国の同和問題に対する基本（法的）認識が変化した。すなわちこの問題をすべての国民の市民的権利・自由に関わる問題と捉え、問題解決に国の責務として取り組むことが求められたのである。とりわけ差別の在り処を、人びとの差別意識の結果の投影である被差別の実体にあるとみて、心理的差別と実態的差別の悪循環を後者の実態の面で断ち切ろうとした点（部落差別は觀念の亡霊ではない）に大きな特色がある。

周知のように、戦前の部落対策にみられた抑圧的・治安取締的融和行政は、戦後「融和」から「同和」へと名称を変更したが、恩惠的・救貧対策的な上からの社会（同和）対策が長く続いたのであった。それが先の「同対審答申」の登場となり、ここにおいて地区住民に実態化さ

れた部落差別は最早昔語りの過去の社会問題ではなく、憲法上の人権問題として実質的平等を実現する法政策的課題となるに至った。

右の「答申」は、その後、同和行政推進の指針となり、法的根拠の獲得と相俟って、行政、教育、運動各関係者の熱い思いが寄せられた。しかし答申の目標は、一九六九年七月の「同和対策事業特別措置法」（政府法案として提出。「同対法」）を初めとする一連の限時法において、同和対策の明確な目標のもとに財政上の特別施策を講ずる事業立法として、ハード偏重対策に後退（矮小化）した形で実現をみたことは留意に値する。それは端的にいつて行政闘争と事業推進路線との妥協の産物であったといえよう。だが一九六九年法が掲げた特別の助成、地方公共団体の施策、同和地区に特化した地方債等の諸規定は、京都市、大阪府、大阪市の先進地自治体では同和予算の裏付けをもってすでに先行して行われていたのである。

この間の出来事として一瞥を要するのは、部落解放対策「特別措置法」草案（一九六七年末、部落解放同盟の北原、米田、野本三氏に八木氏が加わって協議、部落解放同盟中執委が決定）の存在である。この部落解放同盟案は、前示の事業立法の路線と対比するとより基本法的であ

り、具体的施策の実施規定を盛り込んで政策目標と前・後期一〇カ年の計画策定を明記していて、憲法に立脚して部落問題を速やかにかつ強力に完全解決に導く方途を模索していたといえる。解放立法史に足跡をとどめるものといえるであろう（「草案」資料については、拙著『日本国憲法と部落問題』解放出版社、一九八四年、二九六頁以下）。

## 2 実質的平等の実現

翻って、二〇世紀に登場した現代社会（福祉）国家の憲法現象として注目されるのは、国策ないし高度な政治判断によって、多くは教育、雇用、社会保障の分野において、形式的な権利平等の保障を超え、積極かつ強力な立法、行政上の施策によって一部国民の間における社会的・経済的な低位性に応じて不平等の与件を取り除き、実質的平等を確保するための特別措置法を成立させたことである。換言すれば、歴史的・社会的理由による差別によって事実上ハンディキャップを負っている人たちの実質的平等を立法の上で実現することによって、社会的正義・衡平の観点からプラスアルファをつける措置が現代二〇世紀憲法の人間平等の法思想から是認されるようになったのである。

近時の日本においても、「障害者雇用促進法」「アイヌ（文化振興）新法」などがあるが、本稿で取り上げる「同対法」も人権の実質的な保障を期する現代憲法の方向に沿う人権政策立法の一つといえることができよう。「同対法」以後は「地域改善対策特別措置法」（「地対法」）から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（「地対財特法」）と三転し、同和行政の強化継続のために結局四度の延長が繰り返され、計画期間は三三年に及んでいる。こうした事業立法や特措法の類いは、当初から予想されたことであるが、とかく運用面で弊害が付き纏い、行政や運動の当事者に自覚や反省が求められることが少なくない。そして人的、物的、時間的に多くのエネルギーを費やしている割には差別解消の実感が伴ってこない。だがしかし、そのために法の制定自体を無意味、不必要と断ずることはできないであろう。

かつて原田伴彦教授は「同対法」の基本性格を踏まえ、「同和行政の性格」を次のように総括された。「要するに、同和行政とは特殊な行政ではない。基本的人権尊重を支柱とする憲法の主旨にそって、一般行政のなかの法規や制度の中で行いえない行政の欠落面を補完し、長い間の社会的差別により社会的低位性に置かれた部落の行政的要求を積極的に保障するプラスアルファ的な性格のもの

といふべきである」と（『行政レベルからみた同和政策』「正論」一九七五年五月号、一二五頁）。

また、同和新法の「地対法」が成立した三年後の一九八五年二月、大阪市は行財政改革の基本方針を策定するなかで「同和行政のあり方」を次のように規定した。「同和行政の目的は、基本的人権にかかわる同和問題の解決を図ることであり、今後とも、地域改善対策協議会の「意見具申」並びに「地域改善対策特別措置法」の主旨にのっとり、大規模部落など残された環境改善の推進、地区住民の自立化の促進、市民啓発の推進などを図るとともに、事業のあり方について一層の精査に努める」と（『大阪市政だより』四四二号）。

しかし、同和对策を特別措置として促進した一連の特措法は、その全期間において三〇年を超えらるという、短期効率を旨とする「限時法」の建前には反するものとなった。啓発予算の裏付けや人権教育・啓発法が後手に回ったという事情もあり、周辺住民や一般国民の間にねたみ意識やえせ同和行為など新たな差別を増幅させるに至った点は遺憾なことであった。

「答申」以来の重い立法的、行政的課題は、同和地区の環境改善など基盤整備の「おおかた完了」という政治的、行政的判断を伴って先の法の失効となったが、これ

は妥当な判断であつた。

右の状況のもとで、言及を要することは、同対審答申を含めて特措法のもつ事業法の限界を自覚して、部落問題の抜本的解決をめざした憲法具体化法として、一九八五年五月以降、「部落解放基本法」の構想が打ち出されたことである。だが、「基本法」の試案は実を結んでいない。

## 二 ポスト特措法と人権・同和行政

### 1 特別施策から一般施策へ

前述のように同和地区居住・出身者に特定して行われてきた特別の事業、措置（同和行政・地域改善行政）は、住宅、道路、下水道など住環境改善、奨学金、各種支度金等の物的基盤整備、関係諸施策の進捗に伴って終局し、従来の格差是正行政は一般対策による、いわば本来の行政の原理に移行することになった。

このことは、各地、各地域における差別の実態に照らして、見切り発車の感なくもなく、また財源確保の悩みがなくなったわけでもないが、日本社会を直視すれば同和地区居住・出身者を含めて、就職、結婚、居住等の面

で同じような苦境に立たされている少数者もまた決して少なくない。こうした社会的弱者の側（少数者集団）が背負う生きざまにも、人間にとって本質的で人間をもつと大切にしなければならぬ深遠な課題が横たわっている。この意味で、様々な生活上の困難に直面する被差別当事者の人権を尊重し、その自立を支えることによつて、より大きな広がりをもつまちづくりを通じて法の一般原則ないし一般行政施策を展開し推進していくことは、行政責任の面からみても異論のないところである。

高度成長期を経て量より質を重視する成熟段階を迎えた今日の行政は、効率化や画一化を多様化と個性化に代え、住民本位の行政サービスと総合的な政策展開が可能で、地方分権の推進を重視する方向を目指さなくてはならない。この意味で、二〇〇二年度は同和行政にとってまさに構造改革元年であつたといえるだろう。

ところで巷では、特措法の失効によつて同和行政は終了し、同和行政は必要でなくなったとする者がある。右の理由によつて同和問題は終焉し、解消したとする見方も同じ類いのものといえよう。

こうした言説が生まれた背景としては、特措法下の同和行政の時代が前述のようにあまりにも長期に及んだこ

ともあるが、それが行政関係者の口から出るものであれば誤解を解かなくてはならない。改めていえば、特措法(特別対策)がなくなっても同和行政がなくなるわけではないのである。同和問題の解決という終局の目的を達するために、特別対策か一般対策の立法・行政手段が選択されるわけで、前者が選択され、終了をみたあとは一般対策に復するのが理である。

この点を換言すれば、今回のように同和行政を特別措置として推進した根拠法が失効することで、限時法でもって事業の実施を行政に義務づけた対応はなくなるけれども、同和問題の実体が解消しない限り一般行政としての同和行政は継続されなければならない。地域によっては、就労や教育の分野になお残された課題への取り組みが一般対策行政のもとで継続することになる。この一般施策の活用として実施される同和行政こそ、まさに行政本来の原則的な分野に属するものとして、住民意識や社会文化の面で開かれた社会の創造を目指すべきものである。それは、一般対策に普遍化した行政として、より広いスケールメリットを生かしていくことが期待され、これによって同和行政はむしろ本格的なスタート台になったといつてよい。

かくして、一般対策移行後の同和行政は従来にも増し

て憲法の人権尊重・擁護の視点に立って、差別の実体主体的に切り込んでいく強固な同和行政権を保持しなければならぬ。この点からしてこれまで同和行政の陽が長く当たらなかつた未指定地区についても、地域の状況を的確に把握して新たな角度から同和行政の陽を当てていく必要があり、またかつて少数点在型の同和地区であったところでは、むしろ総合的な一般対策による工夫と活用の余地が開けてくる可能性は高い。

## 2 人権・同和行政と人権政策

前述したところからさらに今後を展望すれば、法失効後の同和行政は理論上一般対策に普遍化した「人権行政」の一環として包摂され、したがってまた「人権・同和行政」の新たな枠組みのもとに構成されることになる。

### ①国の人権・同和行政

人権・同和行政の理念を斬新な形で提言したものととして、われわれは一九九六年五月の地対協「意見具申」を挙げることができる。九六年の意見具申は同和問題解決のための基本認識を示し、また同和問題を正面から直視してこれを人権問題という本質から捉え、同和問題など人権問題の解決を国際的な責務として受けとめるとして

いる。その上で同和問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に関わるあらゆる問題の解決に繋<sup>つな</sup>げていくこと、したがって当然ながら特別対策の終了が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものでないことを確認している。以上のように、日本の今後の新しい人権尊重社会の方向を適確に明示している点で注目していただきたい。

しかし同時に、一九九六年の意見具申が目指していたものは、法的措置の継続に含みを残したものの、①同和行政の事業原則は一般施策のなかで位置づけてスタートする、②教育啓発事業は人権教育・人権啓発に再構成する、③人権侵害救済制度の確立を目指すこと、の三点に集約できる。この意味では意見具申にいう人権・同和行政の指標なるものは、画一的な法打ちりと一般対策への移行という国の既定方針の延長上にあるものといつて過言ではないであろう。

右の留保のもとでわれわれは、九六年意見具申が人権問題の本質（社会的弱者の人権）や国際的責務（国際化の要請）について正面からの洞察を施し、その上で同和問題の基本認識を示し、したがってまた今後の人権社会のあり方を骨太に捉えようとした点でやはり評価を惜しんではならないと思う。その背景には、一九八〇年代に

おける国際人権保障の潮流や九〇年代に入って人権教育一〇年の国連の決定をうけて九五年一月から「人権教育のための国連一〇年」が日本でスタートしたこと等が考慮されているといつてよい。

なおその後、人権問題としての同和問題解決の法制上の根拠を明らかにしたものとして以下の三つを挙げることができる。①普遍的な人権文化の創造をめざして総合的な人権教育・啓発の推進を目的とした「人権教育国連一〇年国内行動計画」（一九九七年七月）、②「人権擁護施策推進法」（一九九六年二月）、③「人権教育・啓発推進法」（二〇〇〇年二月）。

## ②自治体の人権・同和行政

他方、地方自治体のレベルに目を移すと次の二つの場合が取り上げられよう。

一つは、神奈川県人権施策推進会議が一九九四年三月に策定した「神奈川県人権施策推進指針」である。ここでは人権行政の理念を「平等・参加・連帯によるともに生きる社会づくり」として、意識啓発、人権重視の行政、相談・支援体制の整備を掲げ、人権七課題（女性、子ども、高齢者、障害者、患者、同和地区関係者、外国籍県民）の施策を基礎とした明るいまちづくりを通じて総合的施策

を積極的に推進するとして、先進的な総合推進プランづくりを提示している。

いま一つは、「地対財特法」失効後の同和行政のあり方を答申した大阪府同和对策審議会が、二〇〇一年九月、「部落差別が現存する限り同和問題解決のための取り組みと、人権問題という本質からとらえること」によって『すべての人の人権が尊重される豊かな社会』（人権条例）を実現する」として、同和問題解決のための府の基本姿勢を示していることである。

以上の考察から、人権行政ないし人権・同和行政は、個（個人）の尊重と平等、各人の自立と自己実現の保障をもって基本理念とし、人権の諸課題の解決に向けた共通性と、同和問題という個別の課題の解決に向けた独自性をもって理解される。この両側面に通底する戦略目標は、端的に言って、「反差別・人権政策の実現」にあるとみてよいであろう。

### ③ 国・自治体の人権政策

右にみた国・自治体の人権・同和行政は、論理的には、人権政策によって先行される。人権政策の価値理念を根本において規定するものは、憲法二三条が宣明する個（個人）の尊重と幸福追求に関わる各人の自己実現を推し進

めることにある。これによって今日では、自治体自体が地域住民に対する人権政策の担い手となり得るのであって、この点は人権の考え方についての現在の国際的な水準なり方向性に合致しているといえる（人種差別撤廃条約第二条参照）。

人権問題は古くて新しい憲法上の課題であるが、立法・行政上の需要のレベルでは比較的新しい問題である。人権問題の解決を政策として体現して具体化する人権政策は今日、民間団体のもつ公共的役割を排除するものではないが、主要には国・自治体という公的団体が重要な担い手となる。課題設定から立案、選択（優先順位）、決定、実施、手法等、自治体によって形成基盤の所与の条件は異なるものの、政策過程自体は役所の縦割りを排し、各セクションを横断して処理する総合的行政の体制を前景に押し出すものとならなくてはならない。人権行政の総合行政的機能については、今後とりわけ人権施策と教育・啓発施策を一体化する方向に強い期待をかけておきたい。この点はすでに先進自治体において徐々に人権政策的実践が多彩な形で積みあげられている。

個別の課題では、例えば「女性―男女平等政策」などは、今日の日本において、また国際社会において、人権を基礎とした総合的なまちづくり行政において緊要かつ



最重要課題と位置づけられている（男女共同参画社会基本法前文）。自治体が実施する市民の人権意識調査の結果においても、学校のいじめ・体罰に次いで、女性差別やセクシュアル・ハラスメント、高齢者の人権などに関心度が高く、人権政策の総合的推進の方向を探る上で重要な指標を与えている。

このために、地域の人権施策に取り組み自治体にとって、優れた政策形成能力を備えた職員（政策担当者）の確保は差し迫った重要課題となっている。これは府県だけでなく、分権改革時代の市町村にも共通して問われていることであるが、現行の縦割り（割拠）行政が災いして全庁体制で取りあげることが妨げている。人材の計画的養成も自治体の泣きどころとなっている。福祉の向上、人権の擁護、文化の振興、啓発の推進を初め、市民との協働、補助金の見直しに至るまで行政目的において密接に絡まり、また接点で競合しており、政策の立案、調整、政策目的の達成に至る総合行政としての施策・事案の実施は必要不可欠となっている。

#### ④人権・同和行政の具体的指標

最後に、今日の自治体は同和对策諸制度の見直しと並行して、部落解放に繋がる総合（推進）計画の策定に取

り組んでいるところである。基盤社会の人権状況の現実はおおむね厳しいものがあるが、法失効後の人権・同和行政の基本方針づくりは待ったなしの対応が求められている。各自治体の人権政策、人権・同和行政の方向、枠組み、射程等の条件整備をどのように進めていくか、人権行政は対象が広範なだけに価値理念の具体化、制度化をどう図っていくべきか、以下三点に留意しておきたい。

第一は、各自治体の長期総合計画との整合性を保つことである。つまり二一世紀初頭を飾る都道府県政、市町村政の指針となる長期計画（最上位計画）との整合性を保つて人権行政を推進することである。しかし長期計画自体、今日の激変する政治社会の環境のもとでは、計画年度を前倒しで見直すことが必要になっている。したがって人権・同和施策推進に向けた答申や基本計画の見直しも、今日では五年単位が適正ではなからうかと思う。第二は、部落差別等あらゆる差別をなくす人権尊重条例の必要性である。人権条例制定に向けた自治体の取り組みの端緒は一九九三年頃に遡るが、今日では人権を基礎としたまちづくりと結びついた多様な広がりが見られる。

しかし差別の解消、人権の確立を住民合意（条例）のもとで進めるためには、被差別の実態を十分に総括し、

条例化の目的を可能な限り明確化することが前提となる。岡山県の「笠岡市人権尊重の都市づくり条例」(二〇〇一年二月二日)は人権尊重の視点で行政全分野に取り組み、市民は都市づくりの担い手の意識をもって人権尊重社会の実現に向けて努めるとしている。

より近時の制定になる「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(二〇〇三年三月二日)は、従来の国家主権的統治から市民主権的自治に基づく人権行政への転換の契機と捉えられている(和田献一「人権基準・市民主権にもとづく人権行政へ」『部落解放』五二〇号、二〇〇三年七月、七〇頁以下)。

第三は、人権政策を企画立案し、政策の執行のために施策・事業を実施し、人権啓発を総合的に推進する庁内の推進体制の整備を図ることである。鳥取県倉吉市では生活環境部人権局・人権政策課を新設し、人権施策・教育啓発活動を総合的に推進するための機構改革を行っている。性同一性障害、ハンセン病等の人びとに関わる人権問題の解決を含め、市総合計画と一体的に差別解消に向けた諸施策を展開している。広島県因島市でも同和対策の充実、同和教育の推進とともに人権行政実現の牽引車の役割を果たすものとして男女共同参画社会の実現を優先選択し、これに見合う推進体制として、名称を新た

にした人権推進課の下に人権推進係と男女共同参画係を配置している。

### 三 人権のまちづくりと同和行政

#### 1 同和行政の独自性、その間口と奥行き

同和行政は右にみた人権の確立とあらゆる差別をなくす人権行政の一重要分野を担い手としている。それは、被差別当事者が地域で生き、生活するための条件を整備して自立を助け、人びとの差別意識の解消に資する行政としての独自性をもっている。かくして、同和行政は個人の尊重と自己実現を図るために人権政策ないし人権行政の理念を部落問題において具体化し、部落差別の解消に特化し、長年にわたる経験則に基づき成果を損なうことなしに人権のまちづくりに向かうべきものである。その際、同和行政は自らのアイデンティティを担保するために点検と評価が伴わなくてはならない。

そこで、これからの同和行政の間口と奥行きを左右する重要なポイントとして人権相談と実態調査の二つを挙げておきたい。

### ① 人権相談制度

いわゆる人権相談の事業、制度は差別事件解決の端緒となるだけでなく、苦情等の申出を通して被差別当事者の自立と自己実現を伸長する上で有効性が高い。同時に人権相談制度は自治体の今後の人権活動を賑なげさせ、成熟させ、さらには住民参加の一助となる新しい行政手法として人権尊重のまちづくりに積極的な役割を果たすことが期待される。

個人尊重の時代に各人の多様な苦情、要望を受けつけ、ニーズを迅速に施策に反映することが第一の条件である。いわば何でも相談としての総合窓口化が求められる。そのために、人権、行政、法律、福祉、子ども、女性等、現行苦情処理関係各相談機関の連携、事案の相互移送、情報のネットワーク化、それらを踏まえたワンストップ（窓口一カ所で用が足せる）サービスの確立等、相談体制のいっそうの活性化と基盤強化を図っていくことが急がれる。

周知の通り、国レベルでは目下「人権委員会」（仮称）の設置に向けて立法作業が進められているが、真に人権侵害の被害者の立場から、身近で独立の地位・権能をもつ相談・救済機関の創設が求められるところである。要は、既存の行政組織の枠内での整合性を追い求めるので

なく、オンブズパーソン（市民の代理人）的な適任者を中央と地方の人権委員会にいかん確保できるかに問題の焦点があり、それが国際社会の基準を充足する条件となる。

ちなみに、人権相談体制の整備拡充の必要性については今日では各方面から多様な形で声があがり、取り組みが進んでいる。大阪府では二〇〇二年度から人権相談システム検討会議や府内のネットワーク連絡会の組織化に努め、府民の課題解決の支援と人権施策の実効ある推進のあり方を模索している。大阪府の取り組みの先進性に注目したい。

### ② 実態調査

次に、実態調査の実施がある。これは人権のまちづくりを進めるにあたって人権・同和行政の実効性を左右するもので、地味な作業であるが、大きな説得力をもつものである。一般対策を推進していく上で総合計画を策定し、人権条例や推進機構を整備・再編するにあたって実態調査の実施は必要不可欠である。政府調査で全国を対象にした大掛かりなものに一九九三年度の総務庁「同和地区実態把握等調査」（地区概況、生活実態、意識の三種類）があるが、その後のものはない。

今後に期待される実態調査は、現在進行中の諸施策の影響度を検証することのほか、人権のまちづくりに資する人権・同和行政の施策のあり方を検討し、効果的な啓発活動のための基礎資料を得ることを目的とするものではない。法を闘いの手段とした時代が過ぎ去り、しかも時代環境や人びとの社会意識の変化が激しいだけに、通俗的でマンネリ化した設問は極力排しなくてはならない。具体的には、調査項目（選択肢）は差別根絶の方向を見据え、差別解消に向けて確かな行動に結びつけていくために、より正確で素直な意識を引き出し、把握できるように吟味し、質問によっては参考資料を添えるなどの配慮が必要であろう。要は仮説の検証を含め科学的な設問をもってすることである。

地方分権一括法が施行された二〇〇〇年四月以降、「分権と自治」の広がりや予測させる新世紀初頭の同和行政は、これまでの教訓に則り、その積極的実践を通して分権時代の人権行政をリードすることによって人権行政の幅と奥行きを拡大していくことが期待される。

## 2 同和行政の方向性―民と行政の協働

人権行政の理念とする行政像は、繰り返していうように、個の尊重と自立、自己実現の権利を支え、保障する

地域づくりに要約される。この意味で、人権保障の普遍化を図り、これを地域から地域へ面として広げていくことが必要となるが、その際同和問題のみならず、様々な人権課題に行政サービスを広げていくことが必要である。いわゆる人権の共存は人権・同和行政の存在理由であり、人権のまちづくりの強固な岩盤をなすものである。

留意すべきことは、長年にわたる「特措法」時代に培った貴重な手法なり教訓を同和問題の解決に向けた取り組みに生かすとともに、あらゆる人権問題の解決に繋げて「人権文化の香り漂うまちづくり」を目指していくことである。それが部落差別解決の導きの糸となる。この意味で同和問題を解決するための行政の運用は、人権行政の運用においてたえず引用され参照される中身をもつものでなければならない。

今後の時代を切り拓く地方の時代の今日的大状況のもとで、事業の実施主体である市町村段階を含めてこれからの同和行政をどのように進めていくべきか。

前述のように地方分権一括法や分権委員会の勧告を踏まえて、国と対等の関係を予定された自治体の自己決定権の範囲（住民の福利増進を図る役割―法二条）も広がっている。したがって今後地域の多様な人権課題をキャッチしてこれに網を掛け、政策化する仕事は、行政側（公

的機関)だけでなく、豊かな感性と発想力を備えた市民層、企業体、NGO、NPOを含む民間諸団体、そして行政のパートナーシップが是非とも必要である。むしろ今日では、民間の組織・団体が自ら人権政策の担い手として公共政策に対して発言し、参画、協同する領域は決して少なくないといわなくてはならない。

経済成長社会から、いわゆるグローバル化社会のもとで多様な価値観をもつ人びとが共存する成熟社会に踏み込んだ行政としては、限られた資源の効果的な配分に留意する一方で、住民の総意(自覚)をもとに民の参画、民との連携を通して自立支援のために政策選択の徹底を図っていくことが必要である。市民主体で、わがまちの憲法をつくる「自治基本条例」策定の動きが各地(筆者の地元香川県でも丸亀、善通寺、さぬきの各市)にみられるが、これは右の方向をより一歩進めたものとして評価に値する。

同和行政のあり方についても、広く民との連携を密にし、部落と周辺地域を含めた市民と、行政との協働関係をもとにコミュニティの一体的な形成を図っていくことが必要である。人権尊重のまちづくりは今後の同和行政の最重要な基本目標となるものであって、先進地域ですでに行政をリードしたまちづくりの実践例がみられ

る。一般対策のもとでは「自分たちのまちは自分たちが考えていく自立のまちづくり」こそ、最も肝要なことであることを銘記しなくてはならないと思う。